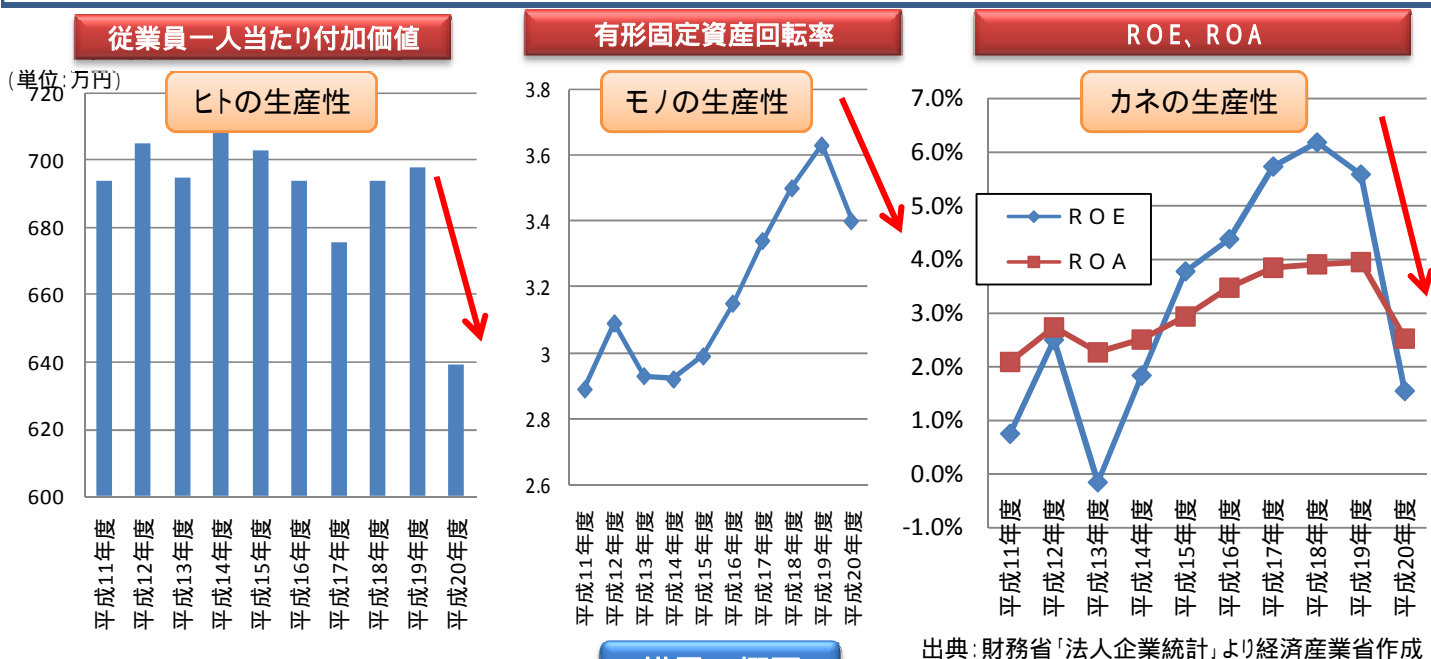


産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の特例措置の延長

世界的な金融危機後の景気低迷から脱し、収益と雇用の拡大が求められている中、我が国生産性の向上を実現するためには、他者と一体となって行う合併・分割等といった抜本的な取組を政策的に支援することが必要。

こうしたことから、企業規模・業種にかかわらず、産活法で定める基準に基づき主務大臣の認定を受けた者に限定して再編等に伴う取引コスト(登録免許税)を軽減する措置を講じ、我が国経済の活力の再生・発展に努める。



措置の概要

産活法に基づく「事業再構築計画」、「経営資源再活用計画」、「経営資源融合計画」及び「資源生産性革新計画」の認定を受けた事業者は、当該認定計画に係る下記の登記について、登録免許税の軽減措置を受けることができる。

租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長

〔創設年度：平成11年度、平成22年度減収見込額54億円、適用計画18件(平成20年度)〕

< 合理性 >

本措置は産活法に基づき措置されている。

産活法は、我が国経済の生産性向上を目的としているが、最近の厳しい経済情勢により平成20年度の日本のROE、ROAは急激に低下しているため、引き続き措置が必要。

< 有効性 >

認定計画の約9割が本措置を活用している。全ての業種において利用できる制度であり、実績においても業種・規模に偏りはない。

本措置の適用を受けた計画のROE、ROAは、それぞれ11.8%、3.8%増加し、全計画が7.0%、3.0%に留まっているのと比較して、本措置は政策手段として有効。

本措置の適用を受けた企業は、計画前後で法人税額等が約1300億円増加している。本措置による減収額約170億円と比較して、その向上幅は大きい()。

対象は、平成15年改正以降に経済産業省が認定をした計画のうち、本措置を活用し、かつ法人税額等の実績値を把握できた130件

< 相当性 >

他の類似の制度は存在しない。

産活法で定める基準を満たし、国が認定した計画に従って実施する取組に限定して措置される。計画認定時と計画終了時に計画の内容・実績を公表している。

景気低迷等の想定外の事情により目標達成が困難になる事業者も存在するが、主務大臣が計画の達成状況を定期的に確認することで、計画に記載した取組を着実に実行させることに加え、目標達成に向け追加的な取組を求めること等により、事業者の最大限の努力を引き出している。

本措置の適用実績

本措置の過去の活用実績は以下のとおり。

(本措置を利用した計画の認定件数)

年度	H18	H19	H20	H21 (10月末)
件数	26	21	18	16

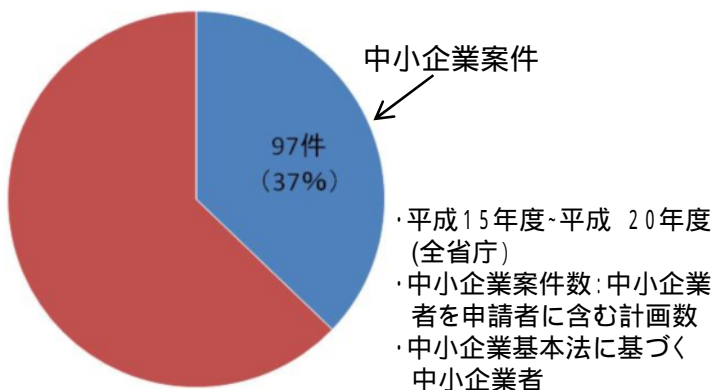
(適用件数(本措置の適用を受けた登記の件数))

年度	H18	H19	H20
件数	912	458	994

出典：法務省「民事・訴訟・人事統計年報」

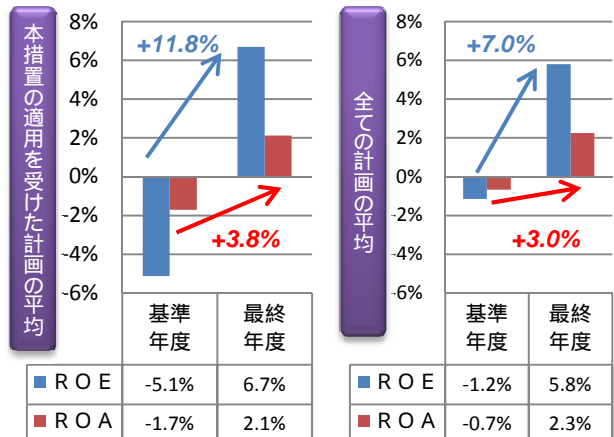
と の件数が相違する理由は、1つの認定計画において複数の登記が生じるためであり、特に不動産の移転登記については、1つの認定計画において土地や建物毎に多数の登記が生じる場合があり、適用件数はそれを反映しているため。

中小企業案件の割合



出典：経済産業省調べ

本措置適用の有無によるROE、ROAの向上率



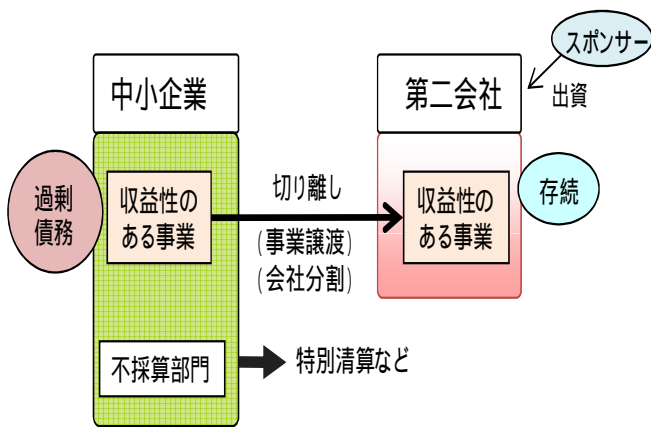
中小企業の事業再生税制 (登録免許税)

世界経済減速に伴う景気後退の影響を受け、地域経済に貢献している収益性のある事業を有する中小企業さえも事業存続の危機。地域の経済や雇用を担う中小企業の再生を図り、地域経済の活性化を図ることが重要。

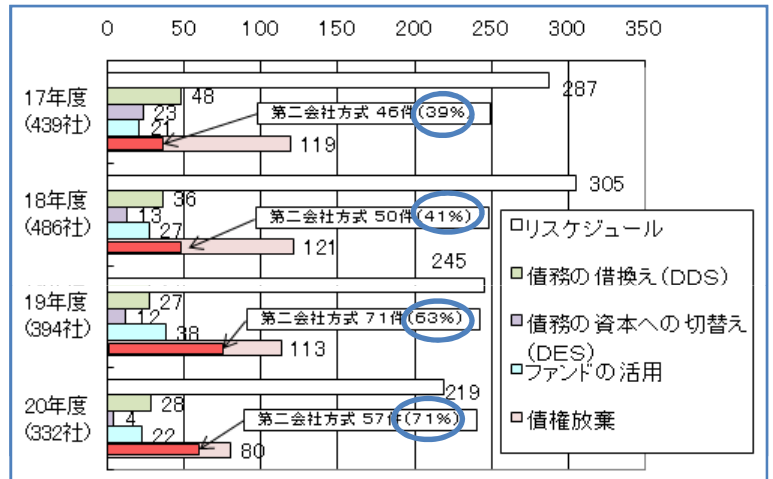
中小企業再生支援協議会における再生計画では、債権放棄を伴う再生手法の70%程度が第二会社方式である。

私的整理での債権放棄を伴う抜本的な事業再生には直接放棄方式と第二会社方式の2つの方式がある。第二会社方式では、存続する事業は同一であり何ら変更が生じないにもかかわらず、直接放棄では発生しない登録免許税等が発生。これを軽減することにより、第二会社方式による中小企業の事業再生支援を推進する。

第二会社方式スキーム図

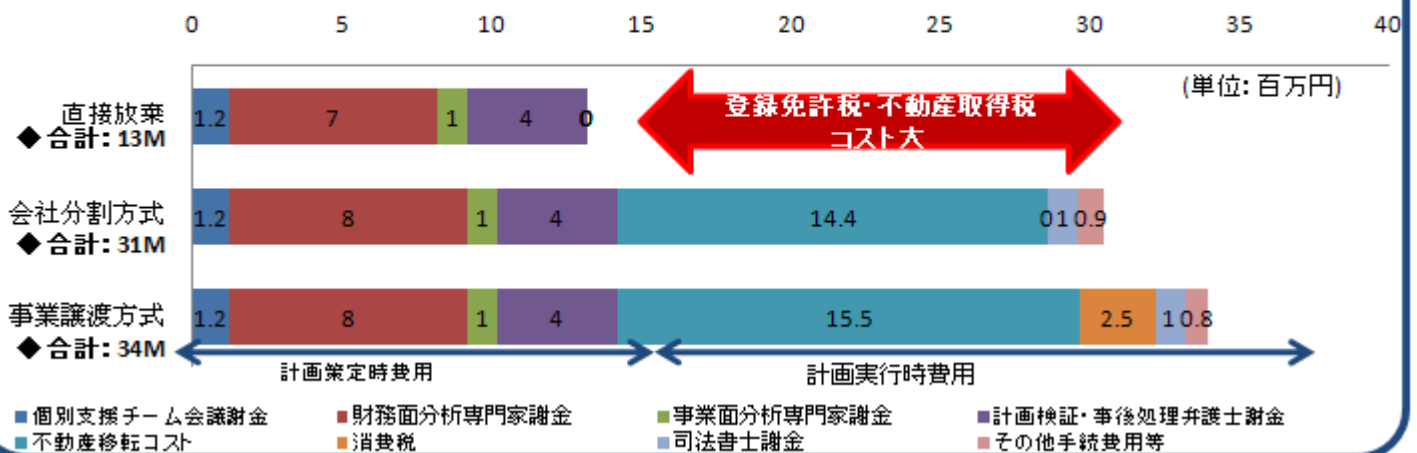


計画策定支援完了案件における財務面手法の推移



税負担の比較

◆再生案件の一例 (業種: 飲食業、売上高: 8億円、従業員: 60名、
資本金: 2,000万円、不動産: 建物 5,000万円、土地25,000万円)



中小企業の事業再生税制 (登録免許税)

【創設年度:平成21年度、平成22年度減収額:1.8億円】

< 合理性 >

本措置の政策目標は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づき、「中小企業承継事業再生計画」を認定し、地域の経済や雇用を担う中小企業の再生を推進することにより、地域経済の活性化を図ること。

中小企業再生支援協議会における相談件数及び再生計画策定支援の件数も増加傾向にあることから、政策目的の達成は道半ばの状況。引き続き、本税制措置により第二会社方式の活用促進を図り、再生の機会をより多く提供することが政策目標の達成には必要。

< 有効性 >

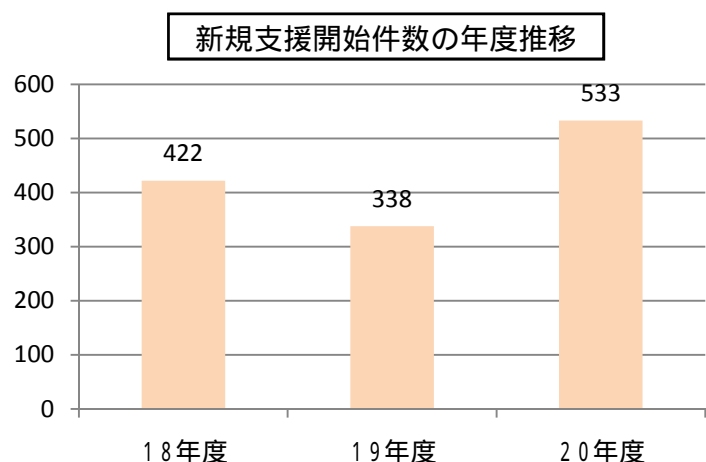
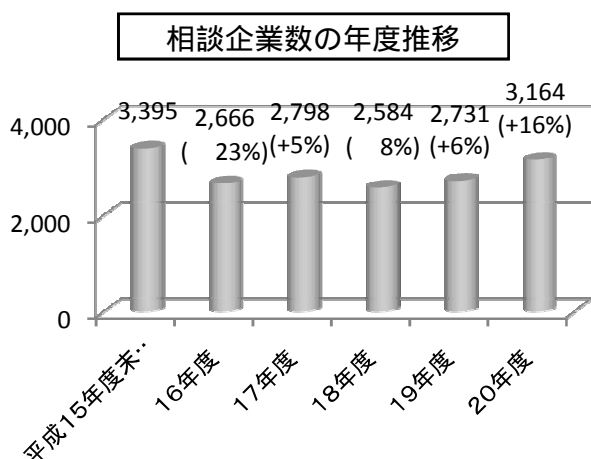
本制度は、本年6月22日の産活法施行後に運用を開始。再生計画の策定には少なくとも3ヶ月必要であり、10月1日ようやく第1号案件を認定。

目標の年間100件の認定件数を達成すべく、中小企業再生支援協議会等と連携し、着実な制度の運用に努めているものの、本年度は残期間が短いこと及びリーマンショック以降、事業や収益改善の見通しが立てにくく難しい案件が増加しているため、認定件数は30件程度と見込まれる。当該30件の雇用が維持されると、再生の効果として約2,300名の雇用確保が実現する。

< 相当性 >

予算措置として、中小企業再生支援協議会事業(21fy予算額:約45億円)を実施。当該事業は専門家による窓口相談等、再生計画策定段階における支援であり、再生計画の実行段階を支援する本税制とはその段階が異なっている。

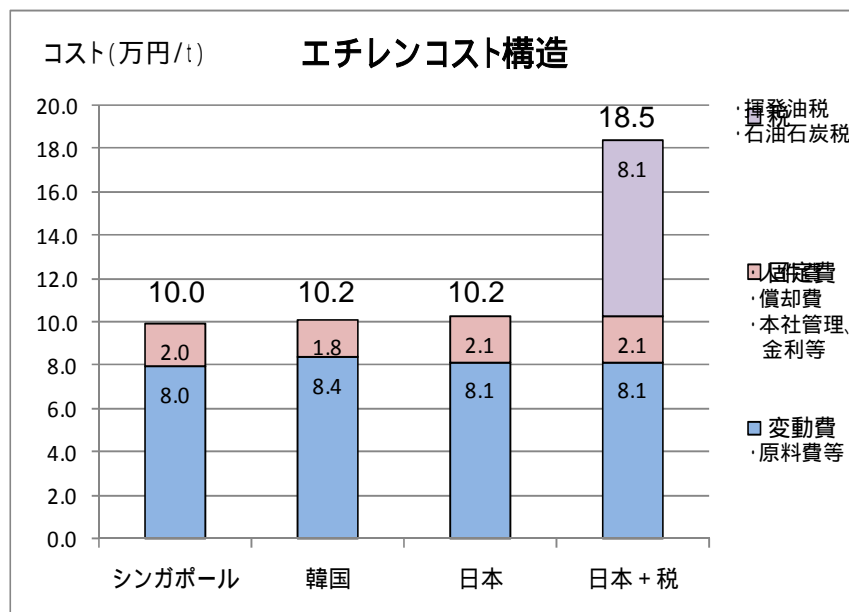
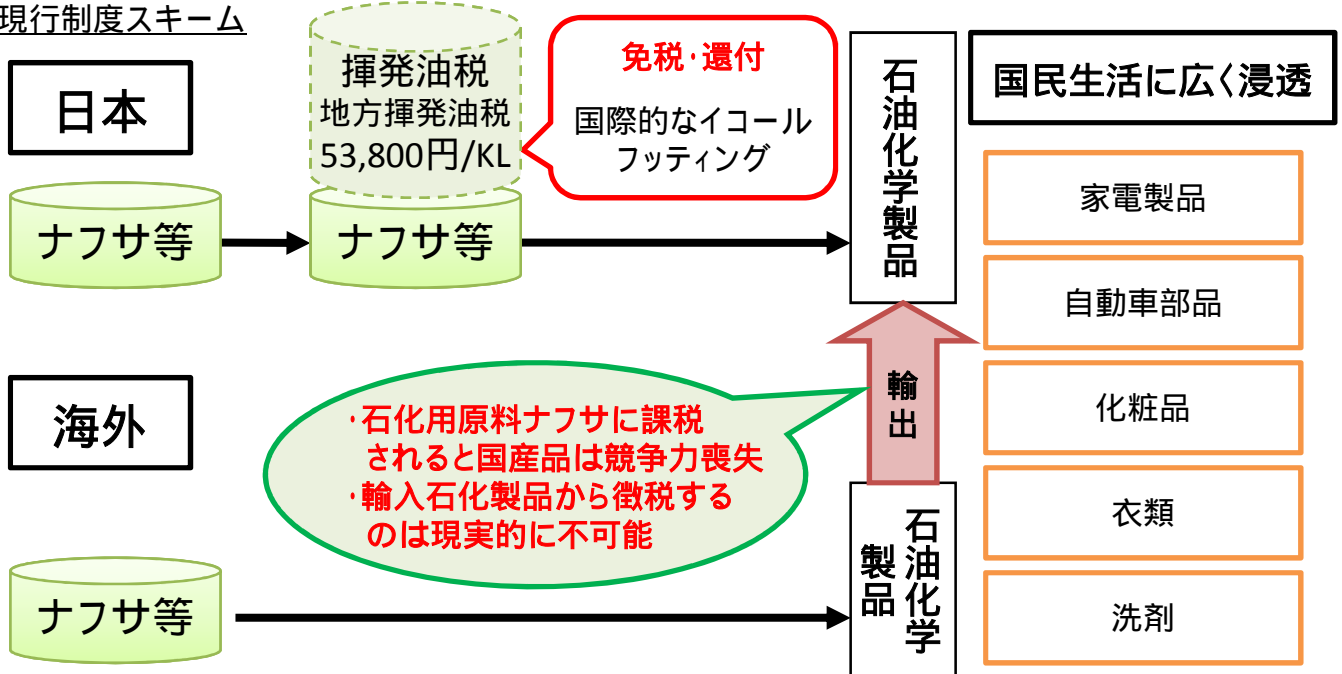
本制度は事業承継時に雇用の8割を確保する要件を課しているが、事業再生局面では特に外部環境等のやむを得ない事情により追加的なリストラが必要になり、計画期間中も雇用確保を維持することは困難な場合もあることから、計画期間中の雇用維持については努力義務としている。



石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (揮発油税)

石油化学産業は、我が国産業と国民生活を支える重要な基礎素材産業。
 エチレンは10万円/t(2009年10月末)の値段に対し、±1,000円強/t程度の値差でギリギリの競争を行っている商品。
 世界に類のない石化原料課税を行えば、国際的なイコールフットイングが成り立たず、石化産業は存立困難(仮に現行の揮発油税の1%(538円/KL)の課税でも、エチレンでは1,160円/tのコストアップ。転嫁しなければ300億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去3年平均営業利益780億円)の大半が喪失。)
 石化原料に課税を行えば、石化産業は退出し、増収どころか、法人税収も無くなる。

現行制度スキーム



石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (揮発油税)

< 合理性 >

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要。

< 諸外国における課税状況 >

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		韓国		中国		台湾		シンガポール	
	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用
揮発油	53,800	免税	有税	課税外	有税	課税外	有税	課税外	有税	免税	有税	免税	有税	課税外	有税	課税外

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業(出所)石油化学工業協会調べ(プラスチック製品製造業で約2万事業所)の経営安定等の観点から免税が必要。

石油化学産業の製品は生産に際して消費するCO₂よりも、CO₂削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7倍～4.2倍のCO₂削減効果を有する。温暖化対策にも有効。

石油化学製品製造用ナフサへの課税は、マニフェストとの関係でも疑問。

将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化。…

揮発油税については、地球温暖化対策税と一本化する方針がマニフェストで掲げられており、温暖化対策の税であれば、原料に課税する根拠はない。

地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。
(民主党マニフェストより抜粋)

< 有効性 >

輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑。

免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、化学産業が平成20年度に納税した法人税等約1.1兆円(金融保険業界の納税額と同規模。)や石化業界約8万5千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。

< 相当性 >

生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能。その他の手段での公平な措置は困難。

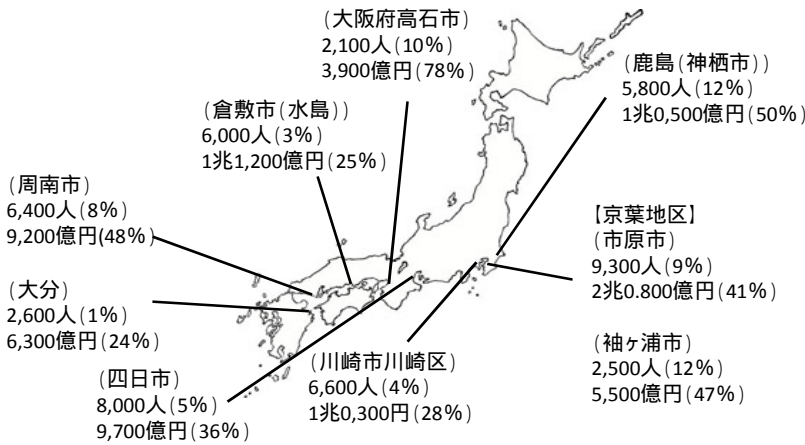
中小企業をはじめ、我が国産業全体の国際競争力の確保、経営の安定性に大きな影響がある。石油化学産業は海外展開も進む産業であり、課税されれば石油化学産業とそれに連なる中小企業は存立できず、雇用、GDP等が全て失われる。国際的な競争条件の中立性を確保するための必要かつ最低限の措置である。

< 海外展開の例 >

エチレンプラントがサウジアラビア(三菱化学、住友化学)、シンガポール(住友化学)に進出。国内の競争力が無くなれば更に海外移転が加速。130万t/年規模のプラントでも、3年半で完成。

石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (揮発油税)

日本国内の石油化学コンビナートを直撃。



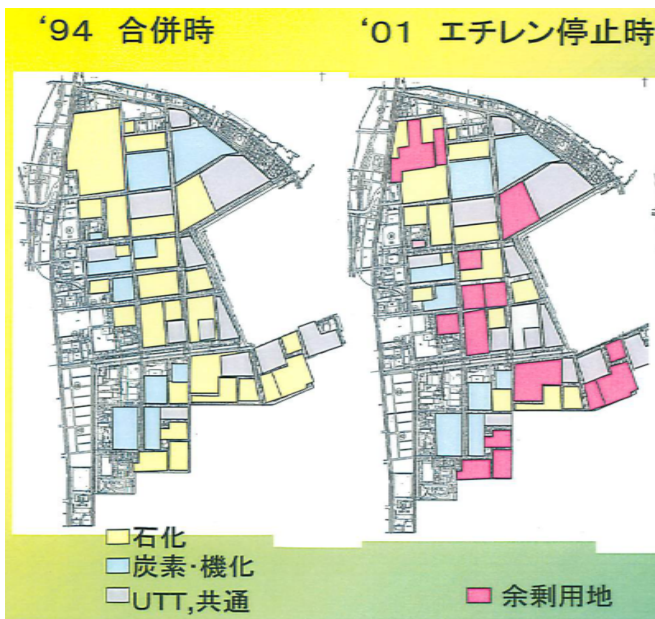
コンビナート心臓部のエチレンプラントが競争力を失えば、コンビナート全体が縮小。
 コンビナート周辺の製造業や、商店街等のサービス業も、縮小。
 地域経済までも壊滅。

(地域名)
 ・地域の化学産業従業者数(地域全従業者数に占める割合)
 ・地域の化学産業の出荷額(地域製造業に占める割合)
 化学産業(化学工業とプラスチック製造業)
 平成19年度工業統計及び平成18年度事業所・企業統計

さらに、石油精製の出荷の約1割を占める国産ナフサの需要もなくなり、石油精製業の安定操業にも甚大な影響(石油精製業やコンビナートの存続にも影響)。

→ 石油製品は連産品であり、装置的にナフサのみを減産することが困難なため、設備全体の稼働率の低下等により、石油製品(ガソリン、灯油等)の安定供給や国民生活に影響が生じるおそれ。

エチレンプラント停止の事例



2001年にエチレンプラントの稼働を停止した三菱化学の四日市工場については、コンビナートに大きな影響が生じた。

石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油石炭税免税措置 (石油石炭税)

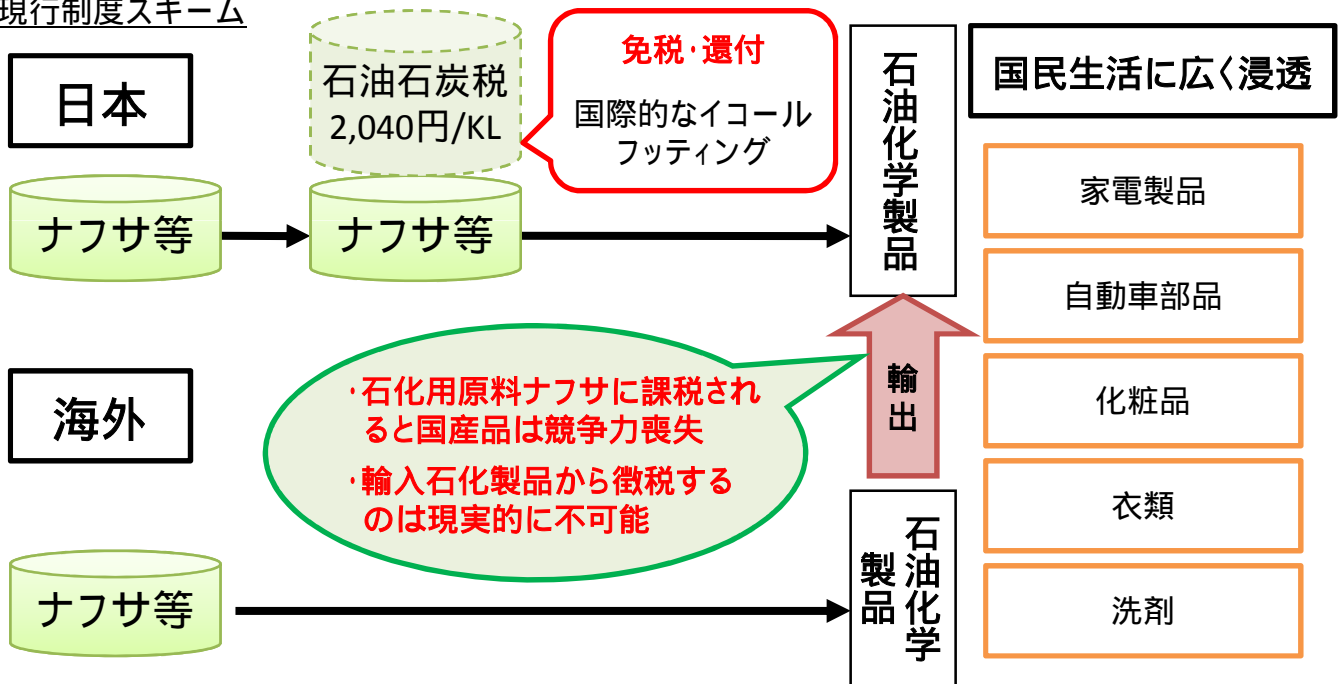
石油化学産業は、我が国産業と国民生活を支える重要な基礎素材産業。

エチレンは10万円/t(2009年10月末)の値段に対し、±1,000強円/t程度の値差でギリギリの競争を行っている商品。

世界に類のない石化原料課税を行えば、国際的なイコールフットینگが成り立たず、石化産業は存立困難(2,040円/KLの石油石炭税はエチレン4,400円/tのコストアップに相当し、競争力を喪失。)

石化原料に課税を行えば、石化産業は退出し、増収どころか、法人税収も無くなる。

現行制度スキーム



石油石炭税が石油化学製品原料のナフサに課税された場合、1,100億円の課税。

この金額は、エチレンセンター11社の石油化学部門の過去3年間の平均営業利益780億円を上回る。

石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油石炭税免税措置 (石油石炭税)

【創設年度:昭和53年度、平成22年度減収額:550億円】

<合理性>

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要。

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業(プラスチック製品製造業で約2万事業所)の経営安定等の観点から免税が必要。

石油化学産業の製品は生産に際して消費するCO₂よりも、CO₂削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7倍~4.2倍のCO₂削減効果を有する。温暖化対策にも有効。

<有効性>

輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑。

免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が失われることに加え、化学産業が平成20年度に納税した法人税等約1.1兆円も脅かされる。(金融保険業界の納税額と同規模。)

<相当性>

生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能。その他の手段での公平な措置は困難。

中小企業をはじめ、我が国産業全体の国際競争力の確保、経営の安定性に大きな影響がある。課税されれば石油化学産業とそれに連なる中小企業は存立できず、雇用、GDP等が全て失われる。国際的な競争条件の中立性を確保するための必要かつ最低限の措置である。

諸外国における課税状況

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		韓国		シンガポール			
	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用		
原油	2,040	免税	×	課税外	×	課税外	×	課税外	免税	免税	×	課税外		
揮発油														
灯油			×											
軽油														
LPG	670		×								×			
			: 有税		x : 無税									

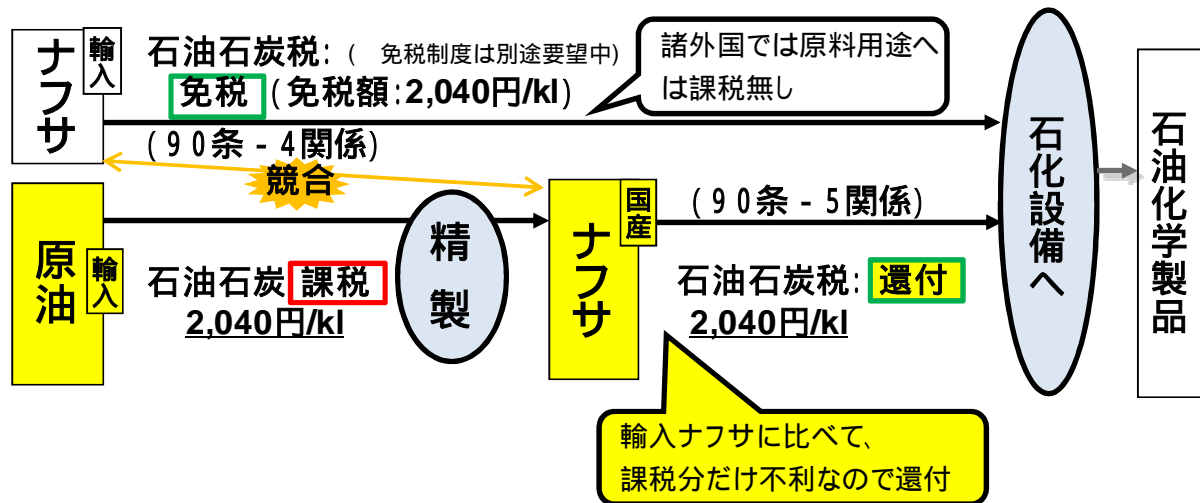
(出所)石油化学工業協会調べ

石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置の延長 (石油石炭税)

【創設年度:平成元年度、平成22年度減収見込み額:481億円】

石油化学は、プラスチック加工・成型を担う中小企業や、自動車や電気・電子といった川下産業に広く素材を供給し、国民生活を下支え。

石油化学製品の原料となるナフサ等に課税を行うことは、化学製品の低廉かつ安定的な供給に支障。国際競争力の観点から輸入ナフサの免税措置が講じられており、輸入ナフサと国産ナフサのイコール・フットイングを図るため国産ナフサの還付措置が必要。



< 合理性 >

化学製品の安定供給等を図るため、石油化学製品製造用輸入ナフサについて免税措置が講じられている中、輸入ナフサと国産ナフサ(原油を輸入して国内の製油所で精製して得られるナフサ)のイコール・フットイングを確保することが合理的である。

石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサが生産されるため、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサとの価格差が生じ、国産ナフサの販売が困難となり、石油の安定供給に支障を及ぼす恐れがあり、当該措置は合理的である。

< 有効性 >

国内で原油を精製し、国産ナフサを製造する全ての事業者(石油精製業者)が本措置を利用しており、有効である。

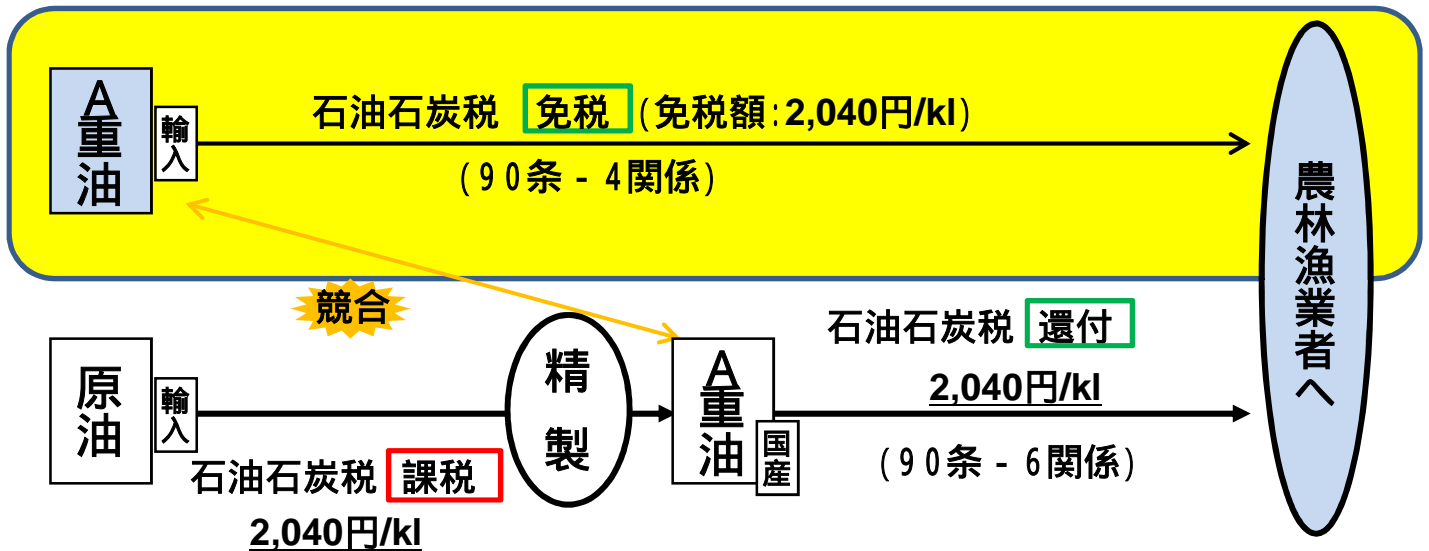
< 相当性 >

輸入ナフサと国産ナフサのイコールフットイングという政策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則の観点からも、必要かつ適切な措置であり、「相当性」が認められる。

農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置の延長 (石油石炭税)

【創設年度:昭和53年度、平成22年度減収見込み額:2.8億円】

農林漁業者の経営の体質強化を図るとともに、農林水産物の安定供給を確保する観点から、農林漁業用輸入A重油の免税措置が必要。



<合理性>

農林漁業用A重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材であるため、当該措置がない場合には、農林漁業の経営が悪化し、食料の安定供給基盤に支障を及ぼす恐れがあるため、当該措置は合理的である。

<有効性>

輸入A重油を免税する当該措置により、経営費に占める燃油費の割合の高い多くの施設園芸農家、漁業者等のコストの低減が可能となる。

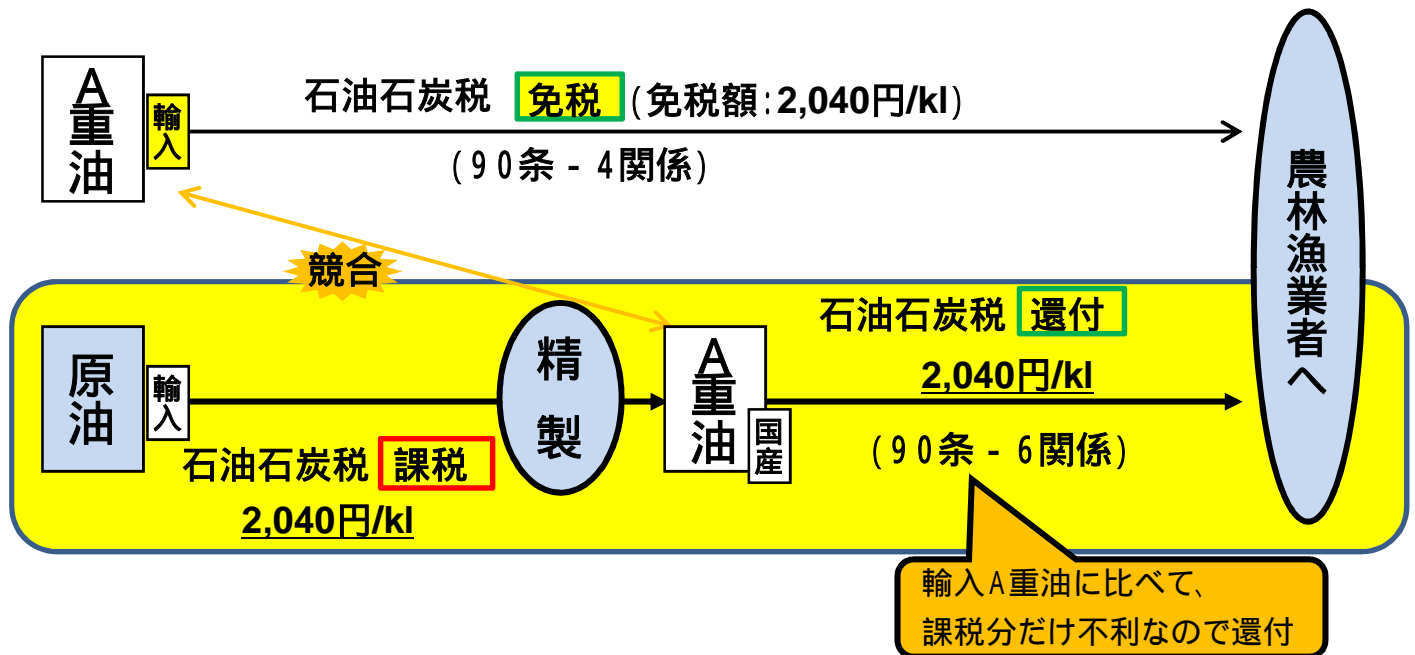
<相当性>

当該措置は、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業の経営安定化という政策目的を達成するために、農林漁業用に限定した必要最低限の免税措置であり、課税の公平原則の観点からも適切な措置であることから、「相当性」が認められる。

農林漁業用A重油の石油石炭税還付措置の延長 (石油石炭税)

還付措置：【創設年度：平成元年度、平成22年度減収見込み額：46億円】

農林漁業用A重油について輸入品の免税措置が講じられており、輸入A重油と国産A重油のイコール・フットिंगを図るため国産A重油の還付措置が必要。



< 合理性 >

農林漁業用輸入A重油について免税措置が講じられる中、輸入A重油と国産A重油(原油を輸入して国内の製油所で精製して得られるA重油)のイコール・フットिंगを確保することが合理的である。

石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でA重油が生産されるため、仮に当該措置がない場合には、輸入A重油との価格差が生じ、国産A重油の販売が困難となり、石油の安定供給に支障を及ぼす恐れがあり、当該措置は合理的である。

< 有効性 >

国内で原油を精製し、国産A重油を製造する事業者(石油精製業者)が還付措置を利用しており、有効である。

< 相当性 >

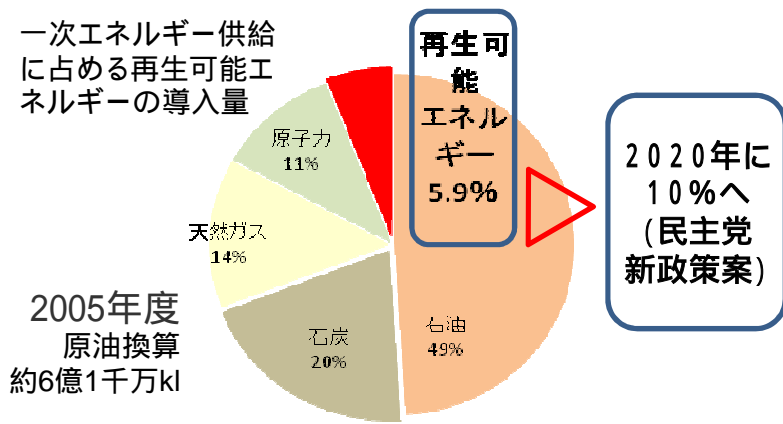
輸入A重油と国産A重油のイコールフットिंगという政策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則の観点からも、必要かつ適切な措置であり、「相当性」が認められる。

太陽光発電設備に係る課税標準の特例の拡充 (固定資産税)

温室効果ガス25%削減を実現するには、再生可能エネルギー、とりわけ、太陽光発電の導入を加速する必要がある。
 太陽光発電の運用に係る支出を軽減するため、非営利団体等による導入の場合を含め、太陽光発電設備への固定資産税を軽減すべき。(現在、民間事業者のみで導入する場合は軽減)
 なお、太陽光発電に関する補助金は、導入に必要な負担を軽減するものであり、運用時の支出を軽減する本税制措置とは役割が異なるもの。

再生可能エネルギーの導入見通し

【創設年度:H21年、減税額:3.3億円】



JR東京駅(設置予定規模319kW)



(自治体との連携による導入)

太陽光発電設備の導入に関する政府の支援

	導入時の補助金	固定資産税の減免措置
民間事業者による導入	事業費の1/3以内を補助。 (新エネルギー等事業者支援対策事業)	3年間、2/3に軽減
非営利団体、自治体による導入、自治体と連携した導入	事業費の1/2以内を補助。 (地域新エネルギー等導入促進事業)	無し 拡充を要望
住宅用太陽光発電の導入	1kWあたり7万円を補助。	(非課税)

太陽光発電設備保有後の収支

出力100kWの設備を設置したケース(導入時 7,000万円)

太陽光発電は稼働による収入が小さく、保有段階におけるランニングコストの低下、とりわけ固定資産税軽減によるキャッシュフロー改善が有効。

支出	固定資産税額	1年目: 86万円 2年目: 75万円 3年目: 65万円
収入	売電収入	約116万円/年 (100kW × 8,760時間/年 × 12% × 11円)

導入当初は簿価が大きいので、固定資産税支払いのために、キャッシュフローが圧迫される。

<参考> 今年度導入事業のうち8割以上が中小企業者